高知市公設水産地方卸売市場売買参加者承認要綱

○高知市公設水産地方卸売市場売買参加者承認要綱

（平成27年４月１日）

改正　平成29年４月１日　令和３年４月19日
令和３年11月23日

（趣旨）

第１条　この要綱は，高知市公設水産地方卸売市場業務条例（令和２年条例第43号。以下「条例」という。）第27条第１項の規定による売買参加者の承認について，条例及び高知市公設水産地方卸売市場条例施行規則（令和２年規則第70号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（承認対象）

第２条　売買参加者の承認を受けようとする者は，次に掲げる要件（次条第１号アに規定する小売業者のうち曜市で営業している者及び行商を営んでいる者並びに同号イに規定する卸廻り業者については，第２号に掲げる要件）の全てを満たしていなければならない。

⑴　原則として高知県内に独立した店舗を有する者であること。

⑵　条例第４条に規定する取扱品目の販売又は加工等を本来の業務としている者であること。

（資格要件）

第３条　卸売の相手方として売買参加者の承認を受けようとする者の必要な知識及び経験並びに資力信用に関する資格要件は，次に掲げるとおりとする。

⑴　資本金，開業資金及び年間仕入金額

売買参加者として十分な資金を有し，事業計画の実施に必要な資金内容及び次に掲げる年間仕入金額（当市場関係業者からの年間仕入金額とする。以下この条において同じ。）の実績を有する者であること。

ア　小売業者

(ｱ)　直接消費者に取扱品目の部に属する物品を販売することを本来の業務とする生鮮食料品の小売業者

(ｲ) 当該物品の年間仕入金額がおおむね1,600万円以上

イ　卸廻り業者

(ｱ) 主として小売業者を対象に取扱品目の部に属する物品の卸廻りを本来の業務とする者

(ｲ) 当該物品の年間仕入金額がおおむね3,500万円以上

ウ　加工業者及び給食業者

(ｱ) 生鮮食料品等を加工して販売することを業務とする加工業者及び給食業者（学校，病院等の給食業務を含む。）であって，自己の機械設備をもち加工製造及び給食業務に従事し，取扱品目の部に属する物品を当該加工製造及び給食の原料とするため市場から購入することを必要とするもの

(ｲ) 当該物品の年間仕入金額がおおむね3,500万円以上

エ　大口需要者等

(ｱ) 消費生活協同組合その他市長が適当と認めるこれに類する者であって，自己の経営する事業のために取扱品目の部に属する物品を市場から大量に購入することを必要とするもの

(ｲ) 当該物品の年間仕入金額がおおむね3,500万円以上

オ　出荷業者

(ｱ) 主として高知市外を対象に取扱品目の部に属する物品を出荷することを本来の業務とする者

(ｲ) 当該物品の年間仕入金額がおおむね１億円以上

カ　飲食店営業者

(ｱ) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第１号に規定する飲食店営業を行う者であって，自己の経営する事業のために取扱品目の部に属する物品を市場から大量に購入することを必要とするもの

(ｲ) 当該物品の年間仕入金額がおおむね3,500万円以上

⑵　経験年数

次に掲げる取引業務に従事した経験を２年以上有する者を除き，当該取扱品目の部に属する物品の取引業務について３年以上の経験を有し（申請者が法人である場合は，代表参加人について適用する。），かつ，高知県内の店舗又は営業所において前号に規定する業者としての経営経験を２年以上有する者であること。

ア　市場の卸売取引業務

イ　市場の仲卸業者の取引業務

ウ　市場の売買参加者の代表参加人及び補助員としての取引業務

⑶　信用

市場の公共性を認識し，市場に関する法令を遵守する者であること。

（申請手続）

第４条　売買参加者の承認を受けようとする者は，規則第26条第１項に規定する売買参加者承認申請書に関係書類を添えて申請しなければならない。

２　前項の書類が完備されていない申請については，これを受理しないものとする。

（承認の可否の決定）

第５条　市長は前条の申請があった場合は，承認申請書を受理した日から起算して２月以内に承認の可否について決定し，当該申請者に通知を行うものとする。

（審査方法）

第６条　市長は，売買参加者の承認をするに当たっては，書面審査及び実態調査を行うとともに，条例第60条に規定する高知市公設水産地方卸売市場運営委員会の意見を聴くものとする。

（承認期間）

第７条　売買参加者としての承認の期間は，３年以内とする。

（承認の更新）

第８条　売買参加者は，前条の承認期間満了の日後引続き売買参加者として承認を受けようとするときは，当該売買参加者の承認の更新を受けなければならない。

（承認の更新手続）

第９条　前条の規定による承認の更新を受けようとする者は，承認期間満了の日の３月前までに，売買参加者更新申請書（別記様式）に，次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

⑴　申請者が個人である場合

ア　市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面

イ　その他市長が必要と認める書類

⑵　申請者が法人である場合

ア　役員名簿

イ　業務を執行する役員につき市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面

ウ　その他市長が必要と認める書類

（実態調査）

第10条　市長は，売買参加者の業務に関して適切な措置をとるために，必要に応じて実態調査を行うものとする。

（整備勧告及び承認の取消等）

第11条　市長は，前条の実態調査によって次の各号のいずれかに該当するときは，業務の整備を行う旨の勧告を行うものとする。

⑴　主たる生計を他の方法に依存しているため，店舗経営等の業務に熱意がないその他経営状況の変化により卸売業者の卸売の相手方となることの必要がない又は少ないと認められるとき。

⑵　卸売業者又は共同決済機関への買受代金の支払い状況が不良であると認められるとき。

２　前項の整備勧告を受けた者は，その日から起算して１月以内に理由書を付して，事業計画書を市長に提出しなければならない。

３　整備勧告を受けた者が，勧告による期間内にこれに応じず整備を行わないとき，又は整備を行えないことについて正当な理由が認められないときは，承認の取消し

又は承認の更新を行わない等の措置を講ずるものとする。

（業務の承継）

第12条　個人である売買参加者の死亡，疾病その他特別の事情の発生により，その親族及び使用人であった者が当該売買参加者の業務を承継しようとするときは，市長の承認を受けなければならない。

２　前項の規定により承継しようとする者は，規則第26条第１項に規定する売買参加者承認申請書により市長に申請しなければならない。

３　第２条及び第３条第１号の規定は，第１項の承認について適用しない。

４　生計を一にする２親等以内の者が第１項の承認を受けようとする場合は，前項に規定するもののほか，第３条第２号の規定は適用しない。

（業務の譲渡）

第13条　個人である売買参加者が法人化した場合において，当該法人が当該売買参加者の業務を譲り受けようとするときは，市長の承認を受けなければならない。

２　法人である売買参加者が当該法人を解散した場合又は当該事業部分を廃止した場合において，当該法人の役員であった者のうち１人に限り，個人として当該売買参加者の業務を譲り受けることができるものとする。この場合において，当該譲り受けようとする者は，市長の承認を受けなければならない。

３　第１項又は前項の規定に基づき売買参加者の業務を譲り受けようとする者は，規則第26条第１項に規定する売買参加者承認申請書により市長に申請しなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか，売買参加者の承認について必要な事項は，市長の定めるところによるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に条例第27条第１項の承認を受けて売買参加者となっている者は，この要綱の規定により売買参加者として承認された者とみなす。ただし，その承認期間は，この要綱の施行の際における売買参加者としての残承認期間に相当する期間とする。

附　則

この要綱は，平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月19日から施行し，第１条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場仲卸業務承認要綱の規定，第２条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場売買参加者承認要綱の規定，第３条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場補助員承認要綱の規定，第４条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場予約相対取引承認要綱の規定，第５条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場指値物品取扱要綱の規定，第６条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場転送取扱要綱の規定，第７条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場仲卸業者の買付取扱要綱の規定，第８条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場卸売業者の各種交付金等支出要綱の規定，第９条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場事故処理要綱の規定，第10条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場通常の卸売開始時刻前の卸売承認要綱の規定及び第11条の規定による改正後の高知市公設水産地方卸売市場販売原票取扱要綱の規定は，令和２年６月21日から適用する。

附　則

この要綱は，令和３年11月23日から施行する。

別記様式

年　　月　　日

高知市長　　様

住所　　（電話　　）

商号　　番号

氏名又
は名称

売買参加者更新申請書

高知市公設水産地方卸売市場売買参加者承認要綱第９条の規定により，売買参加者の更新を受けたいので関係書類を添えて申請します。

添付書類	１　個人の場合 ア　市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面 イ　その他市長が必要と認める書類 ２　法人の場合 ア　役員名簿 イ　業務を執行する役員につき市区町村長の発行する身分証明書又はこれに代わる書面 ウ　その他市長が必要と認める書類